

意見陳述書

2021（令和3）年2月17日

広島高等裁判所第3部 御中

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 竹森雅泰

1 被爆者援護法1条3号の解釈について

控訴人らは、裁判所の求釈明を受けて、被爆者援護法1条3号を「原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあった」とする原判決は、健康被害を将来する可能性の程度は低くてもよいという価値判断にたっており不当である、控訴人らは、紛れを避け、正確を保つという観点から、同条号について原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情という置き換えはしない、同条号は放射線の曝露態様が原子爆弾の放射能による健康被害を招来すると考えられる程度に有意な放射線曝露をした者をいい、被控訴人らはこれを高度の蓋然性をもって立証することが必要であると整理する。つまり、控訴人らは、原判決のみならず、長崎被爆体験者訴訟においても採用されている被爆者援護法1条3号の解釈を採らないことを明らかにした。

この点、原爆医療法は、被爆者が置かれている健康上の特別の状態に鑑み、国が被爆者に対して健康診断を行うことを一つの目的としているところ、その趣旨は、当時、放射線の身体に対する影響が未解明ではあったが、被爆後10年以上を経た原爆医療法の制定当時においても、健康と思われる被爆者の中から突然発病する者が生ずるなど、被爆者が健康上の特別の状態に置かれており、その中には絶えず発病の不安に怯える者もみられたことから、被爆者に対して健康診断を行うことにより、その不安を一掃するとともに、障害を有する者については速やかに治療を行い、その健康回復に努めることにあると解されるのであって、健康診断を含む被爆者援護のスタートラインである「被爆者」認定に際してはこの概念を広く解することにより被爆者の救済に遺漏なきを期すことが当然の前提とされていたことは明らか

である。だからこそ、原爆医療法2条3号は「身体に放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」という精確とはいえない要件をあえて規定したのである。

そして、被爆者援護法も、原爆医療法と同様に、原爆放射線の身体に対する影響が完全には解明されていない状況下において、被爆者の不安を一掃し、被爆者の健康障害を予防・軽減するため、被爆者に対する健康診断を含む健康管理を行うことにしたものであるから、控訴人らの主張するように、「被爆者」の地位を、放射線の曝露により健康被害が招来すると考えられる程度に有意な放射線曝露をしている者に限定することは、原爆医療法・被爆者援護法の制定経過・趣旨に反するものであり、被爆者援護法1条3号の解釈として採用し得ないものというほかない。

そして、原判決が判示したとおり、①被控訴人らが「黒い雨」に曝露し、②「黒い雨」に放射性降下物が含まれていた可能性があり、③それによって健康被害を生ずる可能性があったのであるから、被控訴人らが被爆者援護法1条3号に該当することは明らかである。

2 控訴人らが控訴審において提出する攻撃防御方法について

控訴人らは、上記総論的争点のうち、主として②「黒い雨」に放射性降下物が含まれていた可能性、③含まれているとして健康被害を及ぼす可能性について、控訴審において証拠（乙第79号証ないし乙第143号証、乙第160号証ないし乙第181号証）を大量に提出するとともに、それに基づく主張を展開する。

しかし、前述した原判決も採用する被爆者援護法1条3号の解釈及び原審で取調べ済みの関係各証拠によれば、「黒い雨」に放射性降下物が含まれていた可能性があり、それによって健康被害を生ずる可能性があったことは明らかであることから、控訴人らが控訴審で提出した証拠の内容の当否が、上記総論的争点に関する判断に必要なものとはいえない。また、仮に、上記証拠内容の如何が上記総論的争点の判断に必要となるとされるときでも、上記証拠及びそれに基づく主張の提出は、以下に述べるとおり、時機に後れた攻撃防御方法の提出であるから民事訴訟法157条

1項に基づき却下されなければならない。

現行民事訴訟法156条は「攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない」という適時提出主義を採用することを明らかにしている。そして、現在の民事裁判手続は、一般的に、弁論準備手続により争点整理を行い、採用された人証については相手方の反対尋問権を保障することを目的の一つとして陳述書を作成提出し、集中証拠調べにより尋問を実施して弁論を終結する流れで行われている。本件訴訟では、社会的注目を集める集団訴訟であることから、非公開の弁論準備手続こそ行われていないものの、口頭弁論期日に併せて進行協議期日が開催され、その中で実質的には争点整理が行われてきた。具体的には、原審において、被控訴人らが、控訴人らに対し、再三再四放射線の人体影響に関連する論点について反論等を求めただけでなく、原審裁判所も、控訴人らに対し、原爆による放射性降下物（放射性微粒子）の降下の機序、放射性微粒子を含む「黒い雨」降雨域の範囲、「黒い雨」による放射線の人体影響といった本件訴訟の総論的争点について、進行協議期日において積極的に釈明権を行使して複数回にわたり主張・立証を求める等して、争点整理が行われ、その結果を踏まえ、被控訴人ら申請の専門家証人及び被控訴人ら本人の尋問が集中証拠調べとして行われた。よって、これらの主要な争点に関する事実主張及び証拠の提出は、少なくとも原審の集中証拠調べまでの間に行われるべきであり、それまでの間に提出されなかった攻撃防御方法については、特段の事情が認められない限り、時機に後れたものであり、重過失が推認されるとみなされるべきである。

この点、控訴人らは、コンメンタール民事訴訟法を引用して、「第一審で敗訴判決を受けた結果、控訴審において新たな攻撃防御方法を提出しなければならない場合も想定されるが、この場合は、必ずしも時機に遅れたものまたは故意・重過失によるものといえないことがある」とされており、本件では原判決が科学的知見についての認定判断を誤ったため、その是正のために、原審における控訴人らの主張を補強するための科学的知見の主張立証を行うことは、一方当事者の訴訟活動として

許容されて然るべきであるなどと主張する。確かに、本件訴訟の総論的争点は、専門的な科学的知見に関するものである。しかし、コンメンタール民事訴訟法によれば、「その場合も裁判所からその点について釈明がなされているようなときは、重過失が認められる」とされているのであるから、控訴人らが、本件訴訟の総論的争点について、原審の集中証拠調べまでの間に、専門家証人の人証申請をすることはおろか、今般大量に提出してきたような書証を追加して提出することすら怠ってきたことが免責されることはない。

つまるところ、控訴人らは、原審裁判所が積極的に釈明権を行使する等したにもかかわらず、裁判所の心証を読み間違えたのであるから、控訴審で救済されて然るべきであると主張したいのであろうが、それは、控訴人らが、過度の先例尊重主義に陥っていたか、あるいは、裁判所にもたれ掛った訴訟活動を繰り返していたことによる根拠のない楽観主義に立っていたかのいずれかに過ぎず、不当である。

控訴審において提出された証拠は、いずれも原審の集中証拠調べまでの間に提出可能だったものばかりであり、上記特段の事情は認められない。また、上記証拠の内容について、反対当事者である被控訴人らに、書証の提出や専門家証人の尋問等によって反駁する機会は当然に認められなければならない、訴訟の完結を遅延させることは明らかであるから、却下されるべきである。

3 最後に

2020年7月29日に原告ら全面勝訴判決が下されてから半年が経過しようとしている。高齢の原告ら「黒い雨」被爆者に残された時間は僅かである。控訴審裁判所に対しては、本件控訴を一刻も早く棄却するとともに、原判決に続き、被爆者援護法1条3号の解釈及び同条号の「黒い雨」被爆類型における適用について、原爆医療法及び被爆者援護法の趣旨を踏まえた有るべき司法判断を示すよう求める。

以上